

## オンライン美容医療にご注意ください

～糖尿病治療薬を痩身目的で消費者に自己注射させるケースがあります～

### Q：オンラインでの美容医療にも注意が必要ですか？

A：全国の消費生活センター等には、美容医療をオンライン診療で行うクリニックに関する相談が増加しています。糖尿病治療薬（GLP-1受容体作動薬）は痩身目的の使用に関して安全性と有効性は確認されていないので注意しましょう。美容医療を受けるときはクリニックの広告だけをうのみにせず、本当に契約するかどうか慎重に検討し、トラブルにあった場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

全国の消費生活センター等には、美容医療をオンライン診療で行うクリニックに関する相談が2017年頃から寄せられており、近年増加しています。これらの相談では痩身目的の治療について、オンライン上で初診、薬剤の処方やその後の継続的な診療が行われています。また、国内では2型糖尿病治療薬として承認されているGLP-1受容体作動薬を痩身目的で消費者に自己注射させるケースがみられます。

### 【オンライン診療で痩身目的の治療を行う流れ（例）】



- ①インターネットでクリニックのウェブサイトを見つけ、カウンセリングの予約をとる
- ②オンライン診療で治療等の説明を受けて契約
- ③後日自宅に薬剤等が届く
- ④薬剤を自己注射する

相談内容を見ると対面診療での美容医療サービスに関する相談と同様、クリニックのウェブサイトの広告や説明内容等に問題があるケースや、解約・返金等のトラブルになったケースに加え、「冷蔵保存する必要のある薬剤が常温で海外から届いた」など薬剤の処方、管理等に問題があるケースや、「副作用が出たためクリニックに相談したが、医師の対応がない」など副作用等が出た場合の対応が不十分なケースもみられます。

## 1. 相談事例

- 【事例1】 アドバイザーから自己注射の方法や薬剤の量を指示されるだけで、副作用が出ても医師の対応がない。
- 【事例2】 薬剤は糖尿病治療薬で個人輸入になること、重篤な副作用があることなどの説明が不十分だった。
- 【事例3】 食事制限は必要ないと言われて治療を継続していたが、針を刺した部分に赤みが出ており痩身の効果も感じられない。
- 【事例4】 SNS上のやり取りでカウンセリングを受け、不安に思い解約を申し出たができないと言われた。

## 2. 相談事例からみる問題点

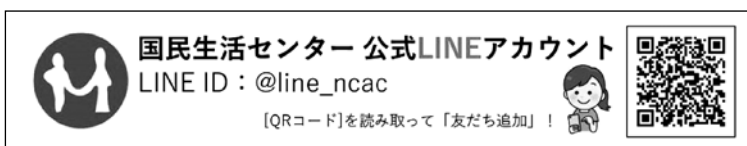
- (1) クリニックのウェブサイト等に禁止されている広告表現を掲載している。
- (2) 薬剤の説明や問診等が不十分。
- (3) 薬剤の使用法の説明や管理方法が不十分。
- (4) 副作用が出たときの医師の対応が不十分。
- (5) 解約に応じてもらえなかったり、未提供分の薬剤等について返金がない。

## 3. 消費者へのアドバイス

- (1) 糖尿病治療薬（GLP-1受容体作動薬）は痩身目的の使用に関して安全性と有効性は確認されていませんので注意しましょう。
- (2) 美容医療を受けるときはクリニックの広告だけをうのみにせず、本当に契約するかどうか慎重に検討しましょう。
- (3) 副作用等が起こった場合の対応を確認し、納得できなければその場で契約しないようにしましょう。
- (4) トラブルにあった場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

### \* 消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。



### 【 参考資料 】

- 1) 独立行政法人国民生活センターホームページ <http://www.kokusen.go.jp/>